

豊岡市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直しについて

平成29年8月28日の豊岡市子ども・子育て会議で承認をいただきました「豊岡市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し(案)」につきまして、兵庫県との事前協議において疑義はありませんでした。

つきましては、計画の中間年の見直し内容について、子ども・子育て支援法第61条第7項の規定により豊岡市子ども・子育て会議の意見を求めます。

1 全体的な考え方

①子ども・子育て支援事業計画で定めた支給認定区分（1号認定・2号認定・3号認定（0歳児と1、2歳児ごと））に係る量の見込みと実績値が10%以上乖離している場合は、計画の見直しが必要、②地域子ども・子育て支援事業は事業の実施状況、利用状況、地域の実情等に照らし必要な見直しを行う、という国の基本指針に従い見直しを行った。

2 推計児童数の見直し

- (1) 出生数は、見直しを行わず計画どおりのままとした。
- (2) 1歳児以上は、小学校区ごとの学年別に平成29年度の児童数を持ち上げ、平成22年度から平成29年度（いずれも4月1日基準）の住基人口の変動率を乗じて算出した。

3 就学前の教育・保育の量の見込みと提供体制の見直し

(1) 量の見込み

ア 0歳児は、平成29年度の申込み率が前年度に比し低かったため、平成27年度と28年度の平均値に毎年1%ずつ積み増しした。

イ 1歳児から3歳児は、平成27年度と28年度の申込み率の差が大きかったり、平成27年度と28年度の申込み率の平均が平成29年度より大幅に低い地域もあったことから、平成29年度の申込み率に1%ずつ積み増しした。

ウ 4歳児は、最近のニーズ状況を勘案し、1号認定約30%、2号認定約70%とした。

エ 5歳児は、最近のニーズ状況を勘案し、1号認定約43%、2号認定約57%とした。

〔保育利用率〕

学齢	現計画 (%)	見直し後(H31年度) (%)
0歳児	32.6	38.1
1歳児	63.9	56.4
2歳児		66.6
3歳児	57.2	76.4
4歳児		69.6
5歳児		57.1

(2) 確保方策

ア 1号認定

(ア) 豊岡市では、幼稚園児も認定こども園の短時間児もいずれも1号認定として認定していることから、「教育希望の2号認定」は一括して1号認定で計上した。

(イ) 3歳児の1号認定の受入数を拡充した。

(ウ) 量の見込みに基づき、利用定員を見直した。(減員)

イ 2、3号認定

- (ア) 小規模保育事業所を3か所整備することとした。
- (イ) 近年の各園の受入数を勘案し、利用定員を見直した。(増員)

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の見直し

(1) 利用者支援事業

- ア 平成29年度から母子保健型を実施することとした。

(2) 養育支援訪問事業

- ア 現状に合わせて、実施体制人員を見直した。(増員)
- イ 現状に合わせて、委託団体等を追加した。
- ウ ファミリーサポートセンター事業との連携は行わないこととした。

(3) 子育て短期支援事業

- ア 実績に基づき、委託先を追加した。

(4) 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

- ア 現状に合わせて組織名等を修正した。

(5) 一時預かり保育事業

ア 幼稚園児対象

- (ア) 実績に基づき、量の見込みを見直した。(減員)
- (イ) 幼稚園児も認定こども園の短時間児もいずれも1号認定として認定していることから、「2号認定の量の見込み」は0とし、「1号認定の量の見込み」に加えた。

イ 幼稚園児以外

- (ア) 実績に基づき、量の見込みを見直した。(減員)
- (イ) 確保方策に小規模保育事業所での実施を追加した。

(6) 延長保育事業

- ア 実績に基づき、量の見込みを見直した。(増員)
- イ 確保方策に小規模保育事業所での実施を追加した。

(7) 病児・病後児保育事業

- ア 実績に基づき、量の見込みを見直した。(減員)
- イ 確保方策の内容を現状に合わせて見直した。
- ウ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）では実施しないこととした。

(8) 放課後児童クラブ

- ア 実績に基づき、量の見込みを見直した。(増員)

5 豊岡市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し内容について

別添「豊岡市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し（兼新旧対照表）」のとおり。